

監査公表第9号

定期監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項及び大川市監査基準第21条第1項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年12月1日

大川市監査委員 石橋 新一郎
大川市監査委員 宮崎 稔子

目 次

令和3年度定期監査（令和3年4月～9月）の結果に基づく措置状況

1. 企画課	P	1
2. インテリア課	P	2
3. 子ども未来課	P	3
4. 福祉事務所	P	4

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

企 画 課

指摘事項（ア）
連続紙ページプリンタ装置機器賃貸借において、見積徴取伺書で、長期継続契約を締結することができる根拠法令が明記されていなかった。
措置状況の内容
1 原因 当該契約は、長期継続契約であります。指摘事項について見積徴取伺書に「長期継続契約締結の根拠法令」の記載を失念していたことによるものであります。
2 措置内容 措置の状況「不措置」 当該契約は既に契約締結済であるため、措置を行っておりません。
3 再発防止策の内容 今後、長期継続契約の起案文書等に、「長期継続契約締結の根拠法令」を記載すること等、大川市契約規則を遵守し、再発防止に努めます。
指摘事項（イ）
連続紙ページプリンタ装置機器賃貸借において、契約書で、長期継続契約に伴う解除条項「翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。」旨の記載がなかった。
措置状況の内容
1 原因 当該契約は、長期継続契約であります。指摘事項について、契約書に「翌年度以降において歳入歳出予算の金額については減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。」旨の条文記載を失念していたことによるものであります。
2 措置内容 措置の状況「不措置」 当該契約は既に契約締結済であるため、措置を行っておりません。
3 再発防止策の内容 今後の契約については、長期継続契約でありますので、契約書に「翌年度以降において歳入歳出予算の金額については減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。」旨の条文を記載すること等、大川市契約規則を遵守し、再発防止に努めます。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

インテリア課

指摘事項
大川市勤労青少年ホーム及び大川勤労者総合福祉センターの特別清掃業務において、契約書第2条に「委託料の支払いについては、別紙年間支払予定一覧表に基づき、」とされているが、年間支払予定一覧表が契約書に綴じられていなかった。
措置状況の内容
1 原因 契約書に綴じなければならないという認識がありませんでした。
2 措置内容 令和3年度については、既に契約済みのため不措置ですが、次年度からは契約書約款を確認し、それに基づく事務を徹底してまいります。
3 再発防止策の内容 課内職員相互による事務処理の確認を徹底します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

子ども未来課

指摘事項
子育て支援センターの旅行命令簿において、令和3年3月に7件分の旅行命令を行っているが、それに伴う旅費が令和2年度内に支出されていない。
措置状況の内容
1 原因 子育て支援センターより旅行命令簿の提出を受けていましたが、支出処理を失念したまま保管をしておりました。
2 措置内容 未払い分については、令和3年度予算にて、直ちに支払を行いました。
3 再発防止策の内容 翌月の始めに必ず支払い処理を行い、出納閉鎖前に再度、支払の漏れがないかの確認を徹底します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

福祉事務所

指摘事項
<p>障害福祉サービス支給管理台帳作成システム賃貸借契約において、契約締結伺では3月23日に決裁を受けているが、契約締結は9日後の4月1日に行われていた。</p> <p>大川市契約規則に基づき、契約の相手方が決定したときは、当該決定の翌日から7日以内に契約締結を行うこと。</p>
措置状況の内容
<p>1 原因</p> <p>指摘事項について、次年度当初からの契約事務処理をする際に、契約締結伺が早すぎたため7日以上の間が空いたものであります。</p> <p>2 措置内容 措置の状況「不措置」</p> <p>当該契約は既に契約締結済みであるため、措置を行っておりません。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>今後、年度末における次年度契約事務の処理については、遅滞なく事務処理を行うとともに、大川市契約規則を遵守し、再発防止に努めます。</p>